

免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会（第4回） 議事要旨

日時：平成31年3月27日（水） 15：00～16：20

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

（1）報告書の取りまとめについて

- 事務局から、資料1によりKYB（株）等に対する確認結果の概要について、資料2により平成28年度に強化された基準に基づく品質管理体制が確保されていないとされた免震ダンパー等の製造事業者に対するサンプル調査について説明があった。
- 委員から、資料2に関し、データの保存・改ざん防止措置に係る事業者の取組状況について質問があり、事務局から、①生データの保存、②保存された生データの保全措置、③検査成績書の作成過程におけるデータの改ざんを防止するシステム、④検査成績書の作成過程におけるデータの改ざんをチェックする仕組みのうち、現在免震ダンパー等を製造している全事業者21主体39社において、①②③又は①②④の取組が2019年度中には行われることが報告されている旨説明があった。
- 本委員会の報告書案及びその概要の案について審議が行われた。
- 委員から、P27の下から2行目に記載されている「チェック手順等に関する情報」の提供主体としてどのようなところが考えられるか質問があり、事務局からは、国土交通省又は指定性能評価機関の団体等の中立的主体が考えられる旨回答があった。
- 委員から、報告書P31の19行目において、「建築生産に関わる全ての事業者の経営者」において「経営者」をあえて挙げる必要性について疑問が提起され、これに対し他の委員から、同種の事案においては経営者そのものの姿勢が問われることがほとんどであり明記すべきであるとの意見があり、他の委員も同意した。
- 委員から、報告書P26の下から2行目において、「一定の時期以降に免震材料を出荷する事業者には新たな基準に適合した品質管理を課すことを検討すべき」との記載があるが、国土交通省の調査では具体的にどのくらいの時期が考えられるのかとの質問があり、事務局から、データ保存や改善防止の取組等に関し、調査結果では2019年度中に対応する予定となっており、各事業者の実際の取組状況を継続的にフォローしたうえで検討する旨回答した。
- 委員長から、議論の結果として、報告書案についてP2の第4回委員会の開催時間について実際の終了時間に合わせて修正する以外は、原案のまま成案とすることについて

て確認があり、委員会として了承された。

(2) その他

○事務局から、報告書案を含む資料については、事務局から報道関係者に説明を行うとともに、報告書については開催時間のみ修正の上、(案)を外したものを国土交通省ホームページに掲載する旨の説明があった。

以上